年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

沖縄厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月23日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和50年12月17日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月23日から同年5月1日まで

② 昭和50年12月17日から51年2月1日まで

A社の本・支店間の人事異動の際に資格喪失・取得年月日に空白が生じているが、私は昭和47年4月に同社に入社し56年6月に退職するまで継続して勤務しており保険料も控除されていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

B社から提出された人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間①にA社で継続して勤務し(昭和48年4月23日にA社C支店から同社本店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における 昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について

B社から提出された人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間②にA社で継続して勤務し(昭和50年12月17日にA社D支店から同社本店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る人事記録には、昭和50年12月17日にA社本店(E課)への異動が発令された記録とともに、51年2月1日に社会保険の適用については本社一括となっている同社F支店に配属された旨の記録があり、また、この配属日である同年2月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年12月及び51年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年4月29日まで

A社で働いていた頃の標準報酬月額が当初の26万円から同社を退職後に16万円に引き下げられていることをねんきん定期便が届いて初めて知った。 私の給与は26万円はあったので、標準報酬月額が引き下げられていることに納得がいかない。元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年4月29日の後の同年8月11日付けで、5年10月1日に遡って16万円に引き下げられている。

また、申立人のほかA社の代表取締役及び取締役(一人)も、申立人と同時期に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社で申立人と同じ取締役であった上述の者は、申立人の給与額について、「申立人は会社設立時から平成6年4月まで一緒に勤務しており、申立人の当時の給与額は役職手当を含め30万円であった。当初から16万円であったということはない。」と述べている。

加えて、滞納処分票及び不能欠損整理簿により、平成6年8月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の代表取締役は、「主な手続は私がやっていたので、

申立人は社会保険事務には関与していない。」と述べているほか、別の取締役 や同僚も同様に述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたと は考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円と訂正することが必要と認められる。